

中国側からみた 日本の対中直接投資について

張 賢 淳

(大連管理幹部学院教授
同日本経済研究所長)

中国の対外開放以降、日本企業の対中直接投資は増加しつつあるものの、中国の投資環境の未整備と日本の対中投資への認識などの問題があって望ましい進展をみせていない。今後、中日両国の経済・技術交流を促進するためには、双方の一層の努力が必要である。この点につき未熟な私見を述べ参考に供したい。

1. 日本の対中投資環境に対する議論

中日両国は一衣帯水の隣国であり、長い友好の歴史を持っている。それで、経済・技術・文化の交流が最も多いのである。

1978年わが国が対外開放政策を実施して以来、中日両国の経済・技術・文化の交流は日増しに進展している。そのうち、日本企業の対中直接投資は、大きな進展はみせていないものの、増加してきたのである。85年末までの日本企業の対中直接投資の累計は、中国対外経済貿易部の契約ベースの統計で152件、3億5568万ドルであり、日本大蔵省の届出実績統計では211件と2億8700万ドルになっている。いずれにせよ、日本企業の対中直接投資は3億ドル程度になっているのである。

日本の対中直接投資は香港、アメリカに次ぎ第3位となっている。投資順（契約ベースの累計）では、香港が9億5500万ドル、アメリカが3億8100万ドル、日本が3億5500万ドル、イギリスが7100万ドルとなっている。79～85年の日

本の対中直接投資がわが国に対する外国直接投資総額に占める比率は比較的少なく、6%ほどに過ぎない。

日本の対中直接投資が海外直接投資総額に占める比率は非常に低いのである。例えば、対中直接投資が急速に増加した84年と85年をとってみると、その比率は1.1%と0.8%しかない。日本の対中貿易輸出額が貿易輸出総額に占める比率4.2%と7.1%に比べればあまりに低すぎるのである。これはまた中国の大きさと中日友好関係からみると遺憾なことだと思わざるを得ない。

この背景には、わが国の投資環境の未整備と日本側の対中直接投資に対する認識などの問題が存在している。

日本側の対中投資環境に対する意見と議論をまとめると大体次の通りであろう。

① 社会主義の体制

a) 社会主義の体制下では、国家権力による操業中止の事態が懸念される。

b) 計画経済下の企業として、政府からの有形無形の圧力、行政指導や許認可権の（外資側からみて）過剰な行使がある。

c) 行政と企業（公司）との分離が不完全で、行政が企業を動かしている（企業の主体性がない）。責任の所在がはっきりしない（上部機関で決まったからという常套句）。

d) 中国側の党・政府人事で、合併相手の了解もなくトップが交代。党の介入。

e) 政策の安定性に懸念がある。

② 法制度の未整備

a) 会社法、破産法、100%外資法など公布されていない法律が多くある。

b) 公表されない内部規定が多く、具体的な対応策がとりにくい。

c) 法に優先する行政。

d) 上級の指示や通達という理由で既契約事項や決定事項が変更あるいは破棄される。

③ 外貨バランス

a) 個別合併企業ごとの外貨バランスは難しい。

b) 輸出競争力が弱いにも拘わらず輸出比率が高く設定される。

c) 外貨バランスの維持を中・長期で考えなければならない。

d) 外貨バランスが重荷になっており、経営規模の拡大に積極的になれない。

e) 操業開始年度からの製品の輸出義務を合併契約に明記しなければならない。

④ 原材料・部品の調達

a) 現地での原材料・部品の価格が高く、品質もよくない。規格が揃っていない。

b) 周辺産業の技術水準が低く、思うように部品調達を行えない。

c) 部品を国外から輸入しなければならないにも拘わらず、外貨不足という障害がたちはだかる。

d) 部品の国産化についてメドが立たない。

⑤ インフラストラクチャーの未整備

a) 交通・通信などが不便。

b) 造成費を含めた土地コストが高い。

c) 外人用の住宅が不足しており、家賃が高い。

⑥ 行政事務の非能率

a) 窓口（責任・権限）が一本化されていない。

b) 許認可の手続きが煩雑で時間がかかる。

c) 認可を得るために何らかの計画数字を作成しなければならない。

d) 横の連絡がとりにくく、行政（権力）的な上下関係でしか動かない。

e) 計画内容の突然の変更。

⑦ “内”と“外”との二重構造

a) 賃金・サービス料金が国内向けと外国人向けとで二重価格。通貨も人民幣と外貨券の2種類が流通。

b) 情報の流通も公開情報と内部（非公開）情報の二本立て。

c) 法律・条令の中には外国人に公表されない規定が存在する。

⑧ 国内市場開放の遅れ

a) 国内市場アクセスへの大きな制限。

b) 合併会社が中国市場での販売を十分に許されていない。

c) 国内での市場調査が困難。

⑨ 労働力の質

a) 労働者の勤務態度が必ずしもよくない。

b) 中国側が一定の雇用を要求してくるため、過剰雇用になりやすい。特に間接人員が多くなる。

c) 解雇しようとしてもそれほど簡単ではない。

d) 労働生産性の改善が期待通り進まない。

e) 中国側による一方的な労務管理。

⑩ その他

- a) 中国側の現物出資。
- b) 派遣社員的生活環境の未整備。
- c) 短い合併期間。
- d) フィージビリティ・スタディー調査の情報不足。
- e) インフレ（物価上昇）の進行。
- f) 租税・関税面での優遇措置の不足。
- g) 企業経営に必要な情報がなかなか入手できない。
- h) 中国側の経営者の不足。
- i) 技術・ノウハウが低く評価される。
- j) 中国企業の技術水準が低い。
- k) 人脈がビジネスを左右する。

以上日本側の意見と議論は一応客観的なものであり、わが国の対外開放の工作で実際存在している問題点を反映したものである。

わが国の外資利用の投資環境が整備されていないのは確かである。それは、外資利用の歴史が短く、経験が乏しいうえに、周辺産業の技術水準が低く、産業構造とインフラの未整備、管理体制の弊害および行政事業での官僚主義作風などによって、外資系企業の経営に困難をもたらしているからである。

2. わが国の投資環境の改善

(1) 対外開放は長期的、基本的国策

わが国の憲法は「中華人民共和国は、外国の企業とその他の経済組織または個人が、中華人民共和国の法律の規定に依る中国での投資、中国企業またはその他の経済組織とのいろいろな形式での経済協力を許す」、「中国国内にある外国の企業とその他の外国経済組織および中外合資経営の企業はすべて、中華人民共和国の法律を遵守すべきである。それらの合法権利と利益は、中華人民共和国の法律の保護を受ける」と規定している。

各国経済の国際化と国際分業の発展および経済・科学・技術発展の不均等性などは、わが国

の対外開放を必要としている。同時に、国際情勢の発展はわが国の対外開放の実施に有利な条件となっており、わが国の対外開放政策は世界の経済・科学・技術発展の客観法則の反映といえる。

わが国は対外開放政策を実施して、国際分業を利用し、対外貿易を拡大させ、海外資金を吸収し、先進技術を導入し、国際経済・技術協力を発展させて、自国の資金不足、技術の立ち遅れ、経営管理水準の低さなどを解決して「四つの現代化」を推進しなければならない。

わが国の対外開放政策の実施は便宜的な措置ではなく、富国興邦の長期的、基本的国策であり、「四つの現代化」を推進する戦略的決断の一つなのである。

(2) 対外経済法規は整備しつつある

わが国は、1978年の対外開放政策の実施以降、外資をより多く利用し、外国投資者の合法的權益を保障し、「四つの現代化」を促進するために、自国の需要と条件に照らし、外国の有益な経験を参考にしながら、逐次、対外関係の法規を制定したのである。

公布・実施中の対外経済法規は、中外合資経営企業法、同实施条例、中外合資経営企業所得税法、同細則、中外合資経営企業登記管理弁法、中外合資経営企業労働管理規定、中外合資経営企業建設用地暫定規定、中国銀行による中外合資経営企業融資取扱暫定弁法、中外合資経営企業登記料基準暫定規定、中外合資経営企業会計規定、同勘定科目および財務諸表規定、港灣埠頭合併建設の優遇に関する暫定規定、中外合資経営企業の外貨収支バランス問題に関する規定、外国企業所得税法、同施行細則、外国投資者が中国から得た利子に関する所得税暫定規定、海洋石油資源開発対外合作開発条令、委託加工・中小型補償貿易推進弁法、外資企業法、外国為替管理暫定条例、外国為替管理違反処罰施行細則、中国駐在外国機関およびその要員に対する外国為替管理施行細則、華僑資本・外国企業・中外合資経営企業に対する外国為替管理

細則、外国企業常駐代表機構管理に関する暫定規定、外国企業常駐代表機構の登記管理に関する弁法、華僑・外国金融機関の常駐代表機構設置管理弁法、涉外経済契約法、技術導入契約管理条例、技術導入契約認可規則、輸出入関税条例、中日租税協定、特許法、同実施細則、技術移転に関する暫定規定、工業所有権の保護に関するパリ条約加入、個人所得税法、経済契約法、経済契約仲裁条例、国营企業暫定条例、国营企業職工代表大会暫定条例、労働組合法、国家建設徵用土地条例、物価管理暫定条例、広告管理暫定条例、環境保護法（試行）、海洋環境保護法、専有権使用料の所得税減免に関する暫定規定、商標法、同実施細則、統計法、國務院の外国投資奨励に関する規定など44に達している。また、経済特別区および経済開発区その他の地方の関連法規が50以上あり、わが国の対外経済法規はすでに100以上公布・実施されている。同時に、わが国は幾つかの国と投資保護協定、投資保険協定、租税協定などを締結している。

7年間で、これ程の対外経済法規を制定し実施していることは、わが国が対外開放を重視し、投資環境の改善のためにいかに努力しているかを端的に表している。しかし、わが国の対外経済法規は整備されたとはいえない。従ってわが国は今後とも引き続き対外経済法規の整備に努力し、外国投資者の安全と権益を保証し、安心して対中直接投資が進められるような環境作りに取り組むことが重要であろう。

(3) 経済特別区、経済技術開発区、沿海経済開放区の設立と7単列都市の指定

わが国は、対外開放を進展させ、外資利用と技術導入の有利な環境をつくり、特別な優遇措置を実施して、外資をより多く誘致するため、経済特別区、経済技術開発区、沿海経済開放区を設立した。

わが国は1979年7月に深圳、珠海、汕頭、厦門の4市に経済特別区を設立した。経済特別区では、「特殊な政策と柔軟性のある措置」を実

施して、経済発展に必要な資金を主に外資に頼り、企業は合資経営と外資経営を主とし、経済活動は市場メカニズムによる調節を主とし、製品の販売は輸出を主とする特別な管理体制を整え、外国の投資者に特別な優遇と便宜を与えている。

わが国は、経済特別区の外資導入の経験を総括したうえで、対外開放を拡大し、外資利用を促進するため、84年4月に14の沿海港湾都市（大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海）に経済技術開発区を設立した。この14の沿海港湾都市とその開発区では、特別な政策と措置を実施することで、これらの都市の自主権と外資利用のプロジェクトの認可権限を拡大し、外国投資者に対する優遇措置を実施して、国外の資金と技術を吸収し、先進的な経営管理方式を導入し、技術集約型企業を中心とする工業地区を建設することを決定した。

わが国は、81年1月長江デルタ、珠江デルタ、閩南三角地区に経済開放区を設立した。この沿海経済開放区は、「沿海経済発展を加速し、内陸の経済開放を率いて動かすもう一つの配置である」。これらの地区では、外国企業の直接投資と先進的な技術・経営管理方式を導入し、国内の技術・知識集約型産業、農・林・牧・養殖業、エネルギー、交通、港湾および加工工業などを発展させる考えである。また、これらの産業と各部門に投資する外国の投資者に対して、各種優遇措置を実施している。同時に、インフラの建設を強化し、投資環境の改善に努めている。

わが国は、「沿海地区の経済建設のテンポを速め、内陸部の経済の発展」を促進し、「開放と改革」に有利な条件を与えるため、85年1月にハルビン、瀋陽、大連、西安、重慶、武漢、広州を単列都市（重点都市）と指定した。これらの都市には省と同レベルの経済自主権と対外経済決定権が与えられている。これによって、単列都市は外資・技術導入に関する許認可権、対外交渉ミッションの認可、ビザの発給、貿易許可権限など対外決定権を持つようになった。

わが国における経済地帯の形成とその特徴に

照らせば、対外開放は多重層的、多方式的、多ルートのものとならう。なぜなら、「わが国の経済分布は、客観的に東部、中部、西部の3大地帯に分かれており、発展の面で東から西へと逐次推進していくような客観的趨勢を示している」、「東部地区では、新しい技術を用いて在来産業の改造と新興産業の開発に努め、知識・技術集約型産業と先進型高級消費財工業を進展させると同時に、“外国からは導入、国内では連合”という方針をさらに実行して、国際市場の開拓に努力し、対外輻射と対内輻射との2つの扇面を形成しなければならない」、「中部地区では、電力・石炭・石油・鉄鉱・非鉄金属・燐鉱・建材などの資源を重点的に開発すると共に、条件の整ったところでは知識・技術集約型産業と新興工業を重点的に開発しなければならない」、「西部地区では、主として農業・林業・畜産業と交通輸送業の発展に大いに力を入れ、地元の資源を積極的に開発すると共に、一部の加工工業と民族特需品工業の発展を図らなければならない」——などの地域的、経済的特徴があるからである。上述の経済特別区、経済技術開発区、沿海経済開放区はすべて東部地区にある。この地区の対外開放とその成果は、必ず中部、西部地区の対外開放を促進する力となるであらう。

(4) 国務院の外国投資奨励に関する規定

上述のように、わが国は経済特別区、経済技術開発区、沿海経済開放区、7単列都市を決定して、投資環境の改善に努めてきたが、まだ整備されていない面があり、外国投資者の意見と不満を引き起している。そこで、国務院は調査研究を行い、これまでの外資利用の経験を総括したうえで、「投資環境を改善し、外資をよりよく吸収し、先進技術を導入し、製品の品質を高め、輸出による外貨獲得を増やし、国民経済を進展させる」ために、1986年10月11日に「外国投資奨励に関する規定」を制定、公布した。この「規定」はわが国の政府が外資を着実に利用し、外国の対中直接投資を推進する重要な措

置である。

「規定」は主に次のような措置を決めている。

第1点は、外資系企業の自主権の保証である。

「規定」の第15条では、「各級人民政府および関係主管部門は、外資系企業の自主権を保証し、外資系企業が世界の先進的な科学的方法で企業を管理することを支持しなければならない。外資系企業は、認可された契約の範囲内で自ら生産・経営計画を定め、資金を調達・運用し、生産手段を購入し、製品を販売する権限を有し、自ら賃金基準、賃金形態および報奨・手当制度を決める権限を有する。外資系企業は、生産・経営の必要に基づき、自らその機構の設立および定員を決め、高級経営管理者を採用または解雇することができる。また現地で技術者、管理者および労働者を招へい、募集することができ、被採用者の所属単位はこれに支持を与え、移動を認めるものとする。規則・制度に違反して一定の悪い結果を招いた従業員については、情状によって免職を含む各種の処分を行うことができる。外国系企業が従業員を招へい、募集、解雇または免職する場合は、現地の労働人事部門に報告しなければならない」と明確に決められている。これは、現在わが国の投資環境改善措置の中で最も重要な点であり、外資導入を促進し、外資系企業の積極性を伸ばし、企業の活力と経済効率を向上させるうえで大きな役割を果たすであろう。同時に、これはわが国の企業管理体制改革にとっても重要な意義を持つであろう。

第2点は、外国投資者の製品輸出企業および先進技術導入企業に対する投資への優遇措置である。

① 労務費用の引き下げ

「国の規定に従って中国側従業員の労働保険、福祉費用および住宅補助基金を支払うか、または積み立てる以外は、従業員への各種補助金を国に納付することを免除する」と「規定」は定めている。

② 土地使用料の引き下げ

「土地使用料は、大都市地区の繁華街を除

き、開発費および使用料を総合して計算・徴収する地区では、1平方メートル当たり年間5元ないし20元とする。開発費を1回で計算・徴収し、または前記企業が自ら用地を開発する地区では、使用料を最高1平方メートル当たり年間3元とする。前項に定める料金については、地方人民政府が情状に斟酌して一定期間、徴収を免除することができる」としている。

③課税の減免

「外国投資者が企業から分配された利益を国外へ送金するときには、送金額の所得税を免除する。製品輸出企業は、国の規定による企業所得税減免期間の満了年後、該当年度の企業の輸出製品生産額が同年の企業の製品生産の70%以上に達した場合には、現行税率の半分の税率で企業所得税を納付できる。経済特別区および経済技術開発区の製品輸出企業およびすでに15%の税率により企業所得税を上納しているその他の製品輸出企業も、前項の条件に合うものは、10%の税率で企業所得税を納付する。先進技術導入企業は、国の規定による企業所得税の半額納付を3年間延長することができる」。

④再投資の奨励

「外国の投資者が、企業から分配された利益を中国国内に再投資し、製品輸出企業または先進技術導入企業を設立もしくは拡張し、経営期間が5年を下回らない場合、税務機関に申請して認可を得られれば、再投資部分の納付済み企業所得税は全額還付される。経営期間が5年未満で、その投資を引き揚げた場合は、還付した企業所得税は追徴される」。

⑤生産・経営の外部条件の保証

「生産・経営に必要な水、電気、輸送条件および通信施設は優先的に提供され、料金は現地の国営企業の料金基準によって計算・徴収される。生産および流通の過程で借入れを必要とする短期回転資金、その他不可欠な融資については、中国銀行の審査を受けたあと、優先的に貸し付けられる」。

わが国が製品輸出企業と先進技術導入企業に特別な優遇を与えることは、外国投資構造を改善させて、先進的な技術と管理経験を導入し、技術水準を高め、製品の品質を向上させ、その

国際競争力を強化させて、製品輸出を拡大し、国際収支の均衡と外貨収支のバランスをとるための措置である。また、これは、外国投資者が取得した合法的利益の国外送金を保証するためでもある。

第3点は、外資系企業全般に適応される優遇措置である。

「外資系企業の輸出品については、原油、精製油および国が別に定めた製品を除き、工商統一税を免除する。外資系企業は、自らその製品輸出を行ってもよいし、また国の規定に従って輸出を代理者に委託してもよい。輸出許可証の申請を必要とする製品に属するものは、企業の年度輸出計画に従って、半年ごとに許可証を申請する。外資系企業が、その製品輸出契約を履行するために輸入を必要とする機械設備、生産用の車両、原材料、燃料、KD部品、予備品、素子、付属品については（国が輸入を制限しているものも含む）、審査・承認を受ける必要がなく、輸入許可証の受領を免除し、税関がこれを監督・管理し、企業の契約または輸出入契約をもとに検査して、通関を許可する。前項に記された輸入原材料、部品などは、当該企業の自用に限るものとし、国内市場で販売してはならない。外資系企業は、外国為替管理部門の監督の下に、外貨の過不足を相互に調整し合うことができる。中国銀行およびその他の中国人民銀行の指定を受けた銀行は、外資系企業に対し現金抵当業務を開設し、人民幣資金を貸し付けることができる。各地区、各部門は企業にみだりに賦課金を課することを禁止する。國務院の通達に沿って、省級人民政府が具体的方法を定め、その監督・管理を強化しなければならない。外資系企業は、不当な費用徴収に対しては、その納付を拒否することができる。また現地の経済委員会さらに国家経済委員会に訴願することができる」。

最後に第4点は、事務能率の向上に関する規定である。

「各級人民政府と関係主管部門は、業務の協調を図り、事務能率を高め、外資系企業が申し出たことへの回答および解決の必要のある事項については審査・認可しなければならない。国

務院主管部門が審査・認可する外資系企業の取り決め、契約、定款については、審査・認可機関は全部の書類を受け取った日から3カ月以内に認可または不認可を決定しなければならない。」また、外資系企業関連の事務能率を向上させるために、「外資系企業の比較的集中している省、市では、政府主管責任者が責任を負い、各関係主管部門が参加する合同執務制度を確立し、外国投資にかかわる問題を適時検討し、解決する。外国投資者に対し、コンサルタント・サービスを提供するため、外資系企業サービス・センターを試験的に設置してもよい。沿海地区の条件のある省、市では、外資管理機構改革をもっと探ることを検討してもよい。外国系企業の比較的少ない省、自治区では規定に基づいて相応な措置を定め、仕事の能率を着実に高めなければならない。部門間で責任のなすり合いや足のひっぱりあいをして、仕事に支障をきたすようなことは確実に是正しなければならない。」

この「規定」に基づいて、各省、市では外国投資奨励の具体的な措置を実行している。例えば、天津市では43社の中外合資輸出企業に対し、この「規定」の優遇措置を享受する資格企業であることを審査・認可し、天津市外国投資行政サービス・センター、労働サービス公司、労働保険公司、労働紛争仲裁委員会など、各種の外資導入促進機関を設立する計画である。

3. 日本の対中直接投資拡大についての私見

(1) 中国の投資環境をどうみるべきか

わが国は社会主義国家であり、社会主義制度を実施している。ただし、わが国は、対内的には経済の活性化、対外的には開放を実施し、中国の特色をもつ社会主義を建設している。中国と日本の社会体制は異なっているが、経済・技術交流の面では制約を受けることはないであろう。なぜならば、上述のように、対外開放はわが国の基本的国策であり、投資環境の改善に努

力し、外国企業に経営自主権を与えて、外国企業がその先進的な経験によって活動できるよう心がけ、外国投資者の合法的利益を保証して、必ず利潤が生まれるよう努めているからである。また、中国は、歴史が立証しているように、国際信用の高い社会主義国家で、信頼すべき国家である。

しかし、わが国の対外開放の歴史は浅く、経験が不足しているのに加え、経済・技術が立ち遅れているため、未だに投資環境は整備されていない。だが、わが国は、上述のように投資環境の改善に鋭意努力し、それを整備しつつあるため、将来外国並みの投資環境となろう。

各国の投資環境には、それぞれ長所と短所があり、中国にも長所と短所がある。中国の投資環境をみるうえで、日本側は短所に多く目を向け、長所を見落としているのではないかと思われる。また、中国の投資環境を欧米先進諸国と比較して、わが国が劣っていることが対中直接投資を妨げる要因であると指摘する向きもある。これには、一面的な道理はあると思われるが、全面的に正しい見解ではない。各国の投資環境を比較するためには、具体的分析を行わなければならない。

欧米先進諸国の投資環境は、インフラが整備され、技術水準が比較的高く、社会体制が異なっていないなどの長所があるが、人件費、地価、生活費が高く、ある国では資源・エネルギーが不足しているなどの短所もある。一方、わが国の投資環境は、確かにインフラの未整備と技術水準の低さ、異なる社会体制などの短所があるが、人件費、地価、生活費は低く、資源・エネルギーは豊富という長所がある。問題は、わが国が、これまで自分の長所を十分発揮してこなかったことにある。これを克服するために、今回の「外国投資奨励規定」が制定された。また、今後とも引き続き投資環境の整備にわが国は努力するであろう。従って、日本の投資者がわが国の投資環境の長所をうまく利用し、対中直接投資を速やかに拡大させるよう期待したい。

(2) 対中投資の当面の利益と長期的利益

わが国は、平等互惠の原則に基づいて、全方位的な対外開放政策を実施している。わが国は、社会主義国家、資本主義国家を問わず、発展途上国、先進諸国を問わず、すべての国に対して開放するのである。また、その方式と方法については、世界に通用する優れたものを選ぶと同時に、わが国の国情に対応する中国の特色ある方式を採用する方針である。これによって、わが国は世界各国と経済・技術交流を進め、有無相通じて、「四つの現代化」が促進されることになろう。

わが国の対外開放に伴い、製品、資金、技術など各市場では、激しい国際競争が繰り広げられるであろう。そして、この競争は、わが国と諸外国との間ばかりでなく、対中経済・技術交流者同士の間でも繰り広げられるであろう。この結果、わが国はこの国際競争を十分に利用し、比較的利益な条件下で経済・技術交流を行うことが可能となろう。日本の対中経済・技術交流もこのような国際競争の中で行われることになろう。

これまで、日本の対中直接投資が比較的に少なかった理由は、①わが国の投資環境が未整備である②短期的に投資者の利益があまり得られない③「中国が将来発展すれば、日本の競争相手になり日本に不利になるのではないか」という、日本側にあるブーメラン効果の恐れ——の3点ではないかと思われる。わが国の投資環境の未整備については、上述のように、整備されつつある。また、外国投資者が利益を上げられるよう各種の措置をとっているため、投資利益の問題もいずれ解決されるであろう。

ブーメラン効果の恐れについては、正しい理解が必要ではないかと思われる。以下、私見を述べてみたい。日本が中国に対して直接投資と技術移転を行う結果、わが国の経済・技術が発展すれば、中国が日本の競争相手になるということはあり得よう。しかし、日本がそれを恐れて中国に対する直接投資と技術移転をやめるとは考えられない。なぜなら、第1に、たとえ日本が対中直接投資と技術移転を控えるようにし

たとしても、他国、特に欧米先進諸国が日本の代わりとなるであろう。そうなれば、日本は中国において直接投資と技術移転の利益を失ううえ、中国の競争相手になってしまうであろう。第2に、最初から中国が日本の競争相手となっても、それは究極的には日本にとって有利なことである。世界の経済と技術は国際競争によって発展するものであり、競争相手が多く、競争が激しければ、発展はそれだけ加速されるのである。従って、中国が日本の競争相手になることは、日本の経済・技術発展を促進することにつながるといえるのである。

第3に、日本は中国との競争で将来も優位を占め続けるであろう。中国は発展途上国であり、経済・技術の面で相当立ち遅れている。また、日本は先進国であり、経済・技術大国で、相当強い国際競争力を持つ国家である。従って、わが国が外資を利用し、先進技術を導入して、経済・技術を急速に発展させていったとしても、日本に追い付くまでには相当長い時間がかかるものと思われる。仮に中国が日本に追い付いたとしても、日本は依然として優位を保つであろう。なぜなら、日本は国際競争、特に先進諸国との競争において経験が豊富であり、それによって培われた国際競争力も強いからである。

もし日本が中国に対して直接投資と技術移転で消極的になり、立ち遅れて他国に先を越されたとすれば、それは日本にとって非常に不利な国際状況に陥ることを意味しよう。現在、先進諸国も発展途上国も日本からの直接投資と技術移転を歓迎する姿勢を示している。しかし、将来は直接投資と技術移転をめぐる国際間の競争が激化する結果、必ずしも現在のような状態が続くとは考えられない。日本がわが国のような広大な市場を失い、莫大な損害を被るといった事態が起こらないとも限らないであろう。そうなれば日本が対中直接投資と技術移転を増やそうとしても、それはなかなか難しい問題となろう。対中直接投資と技術移転のチャンスを失うばかりか、中国人民の友情も失うことになるからである。

このように考えるなら、日本が対中直接投資

と技術移転を行うことは、当面の利益になるばかりか、長期的な利益にもなることだといわざるを得ない。

(3) 対中投資の現実的対応策

中日両国の経済・技術交流は、両国の現実に即応したものから出発しなければならない。わが国は、先進諸国の資金・技術・人材・経営管理経験などを導入し、経済体制の改革を促進し、開放的高能率の国民経済体制を打ち立て、国際競争力を強化し、国際市場を利用して、経済成長を加速させる対外開放の全般的目標に基づいて、自国の実状に即応する経済・技術交流を行わなければならない。

わが国の経済・技術と対外開放の実状は、経済・技術が立ち遅れているうえ、対外開放はまだ、初期の段階（或いは準備段階）にある。この結果、わが国は外資と先進技術をできるだけ多く導入しようとしても、投資環境が整備されていないため、外国投資は不十分で、外貨が不足することになる。従って、日本の対中直接投資の分野は、まずわが国の投資環境整備産業（交通・輸送・通信・港湾などの関連産業）と製品輸出の拡大による外貨獲得産業に絞られるのがよいのではないかと思量される。また、日本はこの面での優れた技術を有し、国際競争力の強い企業が多く存在することから、こういった中国の投資環境整備産業と輸出産業に進出することは可能であろう。

わが国は、資源・エネルギー資源に恵まれているが、未開発なものが多い。半面、日本は資源・エネルギーを海外から輸入し、また輸入先が遠く、特定地域と国家に集中している。従って、日本が対中直接投資を行い、資源・エネルギーの開発輸入を推進することは、両国の経済発展と日本の経済安全保障にとって、極めて有益であるといえよう。

わが国は、当面、既存企業の技術改造を中心に経済を発展させていく方針である。現在、わが国には40万余りの企業があり、大部分の企業の技術と経営管理はかなり立ち遅れている。特

に大多数の企業が中小規模であり、その技術と経営管理は一段と立ち遅れている。そうした中で、わが国の既存企業の技術改造において必要とする技術は、大部分が伝統的産業技術である。一方、日本の企業、特に大企業と中堅企業は、エレクトロニクスを中心に技術革新を断行している。この結果、日本の企業において、伝統的な産業技術は不用となりつつある。また、日本では企業の生産設備が過剰気味となっている。このような状況の中で、日本企業、特に日本の中小企業がわが国の既存企業の技術改造に関連して直接投資と技術移転を進めていくことは、有無相通ずる経済・技術交流となろう。

わが国は民生用産業技術の分野で、製品の品質が悪く、等級が低く、意匠・品種が単調であるため、国際競争力が弱い。この問題を解決するには、外国の先進技術と管理経験を導入することにつながる外国からの直接投資を利用する必要がある。そこで、わが国は先進技術を持った外国企業の対中直接投資を歓迎し、また特別に優遇している。

先進技術企業とは、「外国投資者が先進技術を提供して、輸出による外貨獲得を増やし、また輸入を代替するために新製品開発に従事し、製品の等級を引き上げ、古い製品から新しい製品への代替を実現している生産型企業」である。わが国が導入しようとする先進技術には、世界でトップ・レベルにある先端技術（ハイテク）と現在の中国の技術水準より優れた伝統的な産業技術が含まれている。今後当面は（今世紀末までは）、伝統的な先進技術を持つ外国企業の対中直接投資を主軸とし、先端技術を持つ外国企業を補助とし、そしてその後は（21世紀からは）、逐次に先端技術を持つ外国企業の対中直接投資を主軸にし、伝統的先進技術を持つ企業を補助とする外資導入戦略を進めていくことがわが国の実際に即応したものといえよう。

わが国の労働力は世界で最も豊富で低廉である。日本の対中直接投資が、中国の労働力を利用する労働集約型産業の発展、およびその製品の先進国向け輸出に向けられることは、わが国の特徴を生かす重要な投資戦略となろう。

(4) 外貨バランスの問題

わが国は、経済・技術が立ち遅れた状況の下で、「四つの現代化」を実現し、外国から優れた技術、機械設備、およびその他の必要な製品を多く輸入しなければならない。しかし、わが国の輸出規模はこうした輸入をカバーできるほど大きくないため、どうしても国際収支の赤字が生じることになる。わが国にとって、ここしばらく輸入が輸出をオーバーすることは避け難いであろう。

外国からの対中直接投資は、主に中国の広大な市場での販売を大きな動機としている。しかし、現実には外貨バランスの問題があるため、外国企業は自社製品を国内市場で販売するのではなく、国際市場で販売しなければならないのである。これはどういうことかといえ、外資系企業の製品が国内市場で販売されると、外国投資者は中国で得た利益を人民元で得ることになり、それを外貨に換えなければならなくなる。しかし、わが国は、外貨不足国なので、政府が責任を持って外貨を外国投資企業に十分提供することはできず、この結果、外資系企業は、製品を輸出して独力で外貨を獲得しなければならないのである。この問題は、外国投資者の対中直接投資に対し、重大な影響を与えている。

国務院は、「外国側パートナーに中国国内において中外合資経営企業を設立することを促し、その外貨バランスが可能となるよう、また、外国側パートナーが合法的に得た利潤を国外に送金できるようにするため」、「中外合資経営企業の外貨バランス問題に関する規定」を1986年2月1日から施行した。この「規定」は次のようにうたっている。①外国側パートナーが先進技術、最重要技術を使って生産した先端製品、または国際的に競争力を有する優良製品を、国内向けに販売したり、国内で長期に輸入されている製品を生産したりして外貨バランスを維持することが不可能な中外合資企業については、国家主管部門と地方人民政府が国内販売の優遇措置をとるか、または輸入代替制度を適用するかにより、調整して解決することができ

る②外国側パートナーの販売網を利用して国内製品の輸出を行い、総合補償を図ることができ、③同一の外国側パートナーが中国国内において2つまたは2つ以上の中外合資経営企業を設立している場合は、その合法的に得た外貨の範囲内で過不足分を各企業間で調整し、解決することができる。

このように、わが国は先端製品、輸出製品および輸入代替製品を生産する外国企業に対しては、外貨バランスを調整して解決する道が開かれてはいるが、これは限られた外貨の範囲内で可能なことであり、根本的な解決方法とはいえない。私見によれば、外貨バランスを解決する根本的な方策は次の通りである。①中国の輸出産業を発展させて、輸出を増やし、外貨をより多く獲得するようにする②先進的な技術と経営管理方法を導入して、中国の産業構造と輸出構造の高度化を実現する③強い国際競争力を持つ外国の対中直接投資を拡大し、「先進技術企業」と「製品輸出企業」を多く受け入れ、輸出産業を発展させる——などである。この意味で、先の「国務院の外国投資奨励に関する規定」は私見の外貨バランス問題の解決にとって非常に有意義な措置と思われる。

(5) 原材料と部品の調達

わが国は、生産技術水準が低いのに加え、部品生産の専門化、協業化が立ち遅れている。このため、外資系企業が中国で製品を作る場合、原材料と部品の調達に苦しむことがある。従って、外資系企業は国外から一部の原材料、部品を輸入しなければならないが、ここでもまた、外貨バランスの問題が生じるのである。こうしたことから、原材料と部品の調達は、外国投資者が対中直接投資を進めるうえで、もう一つの重要な課題となっている。

これを緊急に解決するには、中国がすでに実施している関税と輸入手続きの改善、および外貨バランスの調整など各種措置以外に、わが国と日本側投資者が協力して努力すべき点もあるように思われる。それは以下の通りである。

中国側では、①生産企業の専業化を促進する②企業の横断的連合を発展させ、協業化を推進する③原材料と部品の生産技術を高める④原材料と部品の品質を向上させ、コストを下げる⑤原材料、特に部品の全面的な国産化を逐次実現する——などの点に努力しなければならない。

日本の投資者側では、①製品生産企業と原材料・部品生産企業の同時進出②大企業と中小企業の同時進出③大企業と中小企業の中国での請負制の実施④外資系企業と中国企業との請負制の実施——などの点に留意することである。

このようにして、中日両国の企業が協力し、努力すれば、原材料と部品の調達に中国国内で可能となるばかりでなく、中国の既存企業、特に中小企業の技術改造を促進することになり、ひいては日本の企業、特に中小企業の対中直接投資を推進することになるであろう。

〔参考文献〕

- 〔1〕 野村証券株式会社『中国の投資環境』1986年7月第15号。
- 〔2〕 週刊東洋経済『経済統計年鑑』1986年版。
- 〔3〕 『日本経済新聞』1986年5月28日。
- 〔4〕 野村総合研究所などの「対中投資に関する問題点」についてのアンケート調査でまとめた資料。
- 〔5〕 日中経済協会『中国の対外経済政策』1986年3月。
- 〔6〕 糸賀了「日中合併企業失敗の教訓」（『週刊東洋経済』昭和61年8月16日号）。
- 〔7〕 「国民経済・社会発展第七カ年計画の策定に関する中共中央の提案」、『人民日報』1985年9月26日。
- 〔8〕 「國務院の外国投資奨励に関する規定」、『人民日報』1986年10月12日。
- 〔9〕 「外国投資奨励規定について——國務院指導小組責任者とインタビュー」、『人民日報』1986年10月13日。